

防災訓練を実施するにあたっての注意事項について

1 震度体験訓練（起震車）の実施について

下記の内容を再度ご確認ください。

- (1) 訓練用地は、平坦で十分な広さを確保してください。
- (2) 雨天の場合は運行及び操作が危険のため、訓練を実施いたしません。
- (3) 天候不良が予想され、起震車の運行が困難な場合には、担当から連絡いたします。
- (4) 起震車は、体験開始時間の概ね15分前を目安に会場に到着します。道路の混雑状況によっては多少の前後はございますので、ご了承ください。
- (5) 起震車の運行、操作及び指導は市から委託された業者が行います。

2 消防署の指導による訓練の実施について

以下の訓練を実施する場合は、別途消防署に申請をしていただく必要がございます。

- (1) 初期消火訓練（訓練用消火器を使用）
- (2) 救出救護訓練
- (3) 応急救護訓練（心肺蘇生・三角巾等を用いた訓練）
- (4) 通報連絡訓練（火災発生を通報する訓練）
- (5) その他（署の指導が必要な訓練：スタンドパイプ訓練等）

※「消防団の派遣」については、消防署ではなく、防災課への申込みになります。

3 その他

- (1) 同封されている防災訓練実施計画書を記載の上、下記提出先に提出をお願いいたします。
- (2) 消防団の派遣を希望された場合は、事前に消防団から訓練担当者へ連絡があります。中止の際の連絡方法等の確認をお願いします。
- (3) 地域の防災訓練の主催は訓練実施団体です。訓練実施責任者におかれましては、安全管理に十分ご注意ください、事故のないようご配慮をお願いいたします。また、訓練を中止する際には訓練指導者（消防団・消防署）への連絡もお願いします。
- (4) 防災訓練実施中の事故等による怪我については、市が加入しているボランティア保険の対象となる場合がございます。ボランティア保険についてご不明な点がございましたら、市民協働推進課（電話：042-724-4358）まで、お問い合わせください。

※市に過失がない又は予測できない訓練の事故について市は一切責任を負いません。

【問合せ】

町田市防災安全部防災課

〒194-8520 町田市森野 2-2-22

電話：042-724-2107